

く ぼ 久保 ひろのり 市政報告 Vol.08

2019
3
12

平成31年 3月定例会
一問一答

市民満足度向上宣言。
もっと、とやまは**元気**になれる!!

法定外公共物(水路)の今後の展望について

久保

富山市には多くの水路があるが、老朽化が進み、修繕や更新の時期を迎え、今後はさらに増えていくことが予想される。これらの水路は、2000年4月1日に施行された地方分権一括法により、機能を有している水路について富山市が国に申請し無償譲与を受けた。その経緯について問う。

財務部長

法定外公共物は、道路法や河川法の適用を受けていない道路・水路の総称で、大半はその地番もなく、延長や面積についても不明で登記簿もない。

明治6年の地租改正のときに、課税対象とする民有地と非課税とする官有地が区分され、公共の用に供していた法定外公共物は非課税の官有地とされた。

この法定外公共物は、その後、国が所有し、県が管理の実務を担っていた。

地方分権一括法により、住民に近い市町村が管理を担うべきことから、平成17年3月末に、機能を有するものについて国から市町村へ譲与した。

譲与に向けた調査の具体的な内容は、旧大蔵省と旧建設省が定めたガイドラインに基づき、法務局が管理する公図や登記簿と市町村が所有する道路台帳等から、まず書類上で法定外公共物の抽出を行い、その後、現地調査を実施し、現に農道や農業用水としての機能があるのかどうかを判断した。

旧富山市では、農林水産部が平成13年度から平成16年度までの4年間実施し、その結果に基づき財務大臣に譲与を申請した。

久保

水路には主に生活排水、雨水排水、農業用水の機能がある。市街化調整区域は開発を抑制しており、水路の機能は無償譲与時からあまり変わっていないと予想される。

一方で、市街化区域内は用途地域に沿った開発が進み、水路の主たる機能が大きく変わってきている。

例えば、農地が減ったことで主たる機能が農業用排水路だった水路が、現在、雨水排水用が主になっているもの、以前は台所や洗濯などの生活雑排水が流れていた水路も、公共下水道の普及により当時の機能を失ったケースもある。

社会の変化により、主たる機能が変化しているケースや機能を失ったケースもあると考えるが、現在の状況についてどの程度把握できているのか問う。

財務部長

法定外公共物の管理図は合併前の市町村ごとにそれぞれ作成しており、平成30年度から平成32年度までの3カ年で管理図をデータ化するなど管理方法の統一を図るとともに、平成17年度以降の法定外公共物の移動についても、管理図に修正を加え、法定外公共物の全体像が把握できるよう、事務の改善を進めている。

平成17年3月末に国から譲与を受けた後、各水路の機能に変化があったかどうかについての現地調査は行っていない。

久保

調査に着手すること自体が大変大きなハードルだと理解している。

水路の主たる機能がわからないことで、今後多くの課題が出てくる懸念がある。

老朽化により更新する際に、主たる機能が雨水排水で下水道事業として整備できる場合は、補助や起債の面で有利な条件で整備をすることができる。同様に農業用のものであれば、補助事業の活用や受益者による負担を求めることができ、市の財政にとって有利な条件で更新することができる。しかし、機能が不明確であった場合、有利な条件で更新できない可能性がでてくる。

さらに、機能が明確でないと、形状や形質、能力の変更をすることができない。これは、変更することで下流の農地に必要な水が供給できなくなる可能性や、雨水による浸水が発生する要因になってしまう可能性があり、その水路の持つ機能がわからないと、更新の際にどのような検討を行えばいいのかもわからない。

現況復旧では、農業関係の水需要が減少し水路の能力を落とせる場合は、過剰投資になり、水路の底上げや、ふたかけ等、転落による重大事故の防止の機会を失ってしまう。

現在の機能に沿った形状や能力に変更し、市民の安心・安全を担保し、過剰な投資を防ぐ意味でも、現在の水路の機能について今後調査をすべきではないか。



財務部長

法定外公共物の水路は、市内の至るところに網の目のように存在しており、その延長や面積も詳細に把握できていない中で、全ての水路の現地調査を実施するには多くの費用と時間が必要であるため、現在のところ調査を行うことは考えていない。

久保

将来的には主たる機能を所管する部局で管理すべきと考える。

しかし、移管するためには幾つもの大きなハードルがある。多くの水路が複数の機能を持っており、簡単に振り分けることができない。振り分けるためのルールづくりも、国の補助制度との整合性など調整すべきことが多く時間を要する。

移管を受ける部局は、改修・更新するための予算の確保に加え、常時管理するための人員の補強も検討しなければならない。

現在、財務部で取り組んでいる管理図から地図データへの落とし込みの作業に加えて、実際の水路延長や形状、受益者、その資産価値などを整理しなければ、移管ができない。この調査も長い時間がかかる。

一方で、市街化区域内では農地所有者の高齢化が進み、体力的な問題や、固定資産税や都市計画税の宅地並み課税により採算性が悪化し、高額な農機具を購入することができなくなり、農地を手放したり、外部に委託したりするケースが増えてきている。

それに伴い、今まで農業用排水路の維持管理をしてきた生産組合の組合員の高齢化とその減少に歯止めがかからず、どの水路がどのような役割を持ち、誰が受益者なのか把握している人が減ってきている。

すぐに移管できないからこそ、できるだけ早く移管に向けて行動をするべきではないか。

市長（森 雅志）

そもそも論から言うと、地方分権改革の一括法で市町村に移管させた手続から非常に乱暴で、事実上、押しつけられたようなものである。

私も個人的に、市街化区域内の農業用排水路は大きな課題だと思っている。

これは国中の問題。日本中で法定外公共物をどうするかということが起きてくると思う。同じような問題意識を持っているので、どう解決していくのか少し時間をかけて、全国市長会の中でも議論をしていきたい。

もしも物件の特定ができて有利な財源があれば、その部分だけは地番をつけて、そして資産台帳に載せて、行政目的として位置づけていくことは理屈上考えられるが、財源と手間をどうするかという問題がある。

一番いいのは、それらの地域を順番に国土調査をやっていくということ。これだと、しっかり地番もついて用途もはっきりしていくが、とても大きな予算を国から引っ張ってこなければならないので、難しい課題である。

内部でもう一度議論をしていきたい。

久保

新しい将来の方向性について内部で検討していただき、当局の皆さんの中で活発な意見が出て、この問題を少しでも改善していける一助になればいい。自由闊達な議論を期待している。



後援会への「寄付金」賛助をお願い致します

- 1口2,000円からの受付となります。
- 政治資金規正法により、匿名・企業・団体による寄附は認められていません。寄附はすべて個人名義でお願いします。
- 年間5万円を越えて寄附くださった方は、政治資金規正法第12条に基づき、寄附者の氏名、金額、住所、職業が政治資金収支報告書に記載され公表されます。
- 「大憲会」へのご寄附は、寄附金控除の対象となりません。

北陸銀行 富山南中央支店

● 口座番号 (普)6094287

● 口座名義 大憲会(ヒロノリカイ)

※恐縮ではありますが、振込手数料は別途ご負担願います。

お振込み口座のご案内

久保ひろのり後援会「大憲会」

〒939-8073 大町1区南部3-9-1

✉ kubo@rissikai.com

ホームページ <http://www.kubohironori.jp/>